

禁煙チャレンジ制度実施要領

(目的)

第1条 禁煙にチャレンジすることを全国健康保険協会埼玉支部（以下、支部という。）に登録して禁煙に成功した者に認定証を発行することにより、禁煙を促進することを目的とする。

(禁煙チャレンジ制度に申込できる者)

第2条 20歳以上の支部の加入者で喫煙している者とする。

- 2 喫煙している者とは、禁煙チャレンジの申込受付日以前1か月間に喫煙をしたことがある者で、申込受付日時点で禁煙を開始している者とする。
- 3 禁煙チャレンジについては、同一人が何度でも申込することを可能とする。ただし、禁煙チャレンジの登録期間中に重複しての申込は不可とする。

(定義)

第3条 「喫煙」には、いわゆる紙巻きタバコに加えて、加熱式タバコも含むものとする。電子タバコについては、現時点において、人体への影響が科学的に立証されていないため含まない。

(申込手続き)

第4条 禁煙チャレンジ制度への参加を希望する加入者は、申込用紙（様式1）を支部に提出するものとする。

- 2 申込には、1人以上のサポーター（応援者）の登録を原則とする。ただし、サポーター（応援者）を1人以上登録することができない場合には、「協会けんぽ埼玉支部」をサポーターとして申請することも可能とする。
- 3 支部は、申込内容の審査を行い、適当と認められる場合には「禁煙チャレンジ登録証」（様式2）および「サポーターカード」（様式3）を交付する。
- 4 禁煙チャレンジの登録日は、前項の交付日とする。

(取組結果の報告)

第5条 禁煙チャレンジの登録を行い、登録証の交付を受けた者は、登録日から起算して3か月以上の禁煙を実施したうえで、登録日から6か月経過後の月の末日までに取組結果報告書（様式4）により、取組結果を支部に報告するものとする。

- 2 取組結果報告書において、禁煙成功の報告については、登録したサポーターによる証明を必須とする。
- 3 支部は、取組結果報告書により取組結果の確認を行う。

(登録期間)

第6条 禁煙チャレンジの登録期間の始期は登録日とし、終期は取組結果報告書の提出日または登録日から6か月経過後の月の末日または資格喪失日の前日とする。ただし、資格喪失した場合であっても登録日から6か月経過後の月の末日までに支部の加入者となった場合は、資格喪失による登録期間の終了とはしない。

(取組みの認定)

第7条 支部は、提出された取組結果報告書により取組結果の審査及び評価を行い、禁煙成功と認められる場合は、「禁煙認定証」(様式5)およびサポーターへの「感謝状」(様式6)を交付する(ただし、協会けんぽ埼玉支部がサポーターに登録されている場合、「感謝状」は交付しない)。禁煙が成功しなかった場合は、再度禁煙へのチャレンジを勧める。

(サポーターの役割)

第8条 サポーターは、禁煙チャレンジ登録者に対し、以下のいずれか又は両方の方法により応援をする。

- (a) 禁煙のサポートをする
- (b) 禁煙の邪魔をしない

2 サポーターは取組結果報告書に署名を行うことにより、報告書の内容についての証人となる。(ただし、協会けんぽ埼玉支部がサポーターに登録されている場合を除く)

(登録内容変更の届出)

第9条 禁煙チャレンジに登録した者は、登録内容に変更があったときは、速やかに「禁煙チャレンジ登録変更届」(様式7)を支部に届け出るものとする。

- 2 禁煙チャレンジに登録した者は、サポーターの追加または一部抹消を希望する場合は、「禁煙チャレンジサポーター変更届」(様式8)を支部に届け出るものとする。
- 3 提出を受けた支部は、届出内容の確認を行い、サポーターの追加の場合は「サポーターカード」の追加交付を行う。

(紛失による再発行)

第10条 禁煙チャレンジに登録した者は、禁煙チャレンジ登録証またはサポーターカードを紛失し、再発行を希望する場合は、「禁煙チャレンジ登録証等再発行届」(様式9)を支部に届け出るものとする。

- 2 提出を受けた支部は、届出内容の確認を行い、「禁煙チャレンジ登録証」または「サポーターカード」を再発行する。

(登録の辞退)

第11条 禁煙チャレンジに登録した者は、喫煙したこと等により禁煙チャレンジを継続できなくなった場合は、「禁煙チャレンジ辞退届」(様式10)を支部に提出することに

より登録を辞退するものとする。

(登録又は認定の抹消)

第12条 支部は、禁煙チャレンジに登録した者が登録期間中に喫煙したことが判明した場合や明らかに本制度の趣旨に反する場合など、登録又は認定することが適当でないと判断した場合は、その登録又は認定を抹消することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めのないものは、別途協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は平成30年8月27日から施行する。